			線、城南島東端から百八十度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた港域内海面及び水面（航路を除く。）	
	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）		（略）
阪神	（略）	（略）		（略）
	大阪区	第一区	大阪北港北灯台から百十二度七百二十メートルの地点から百九十三度に陸岸まで引いた線（以下G線という。）、正蓮寺川水門、北港口防波堤、大阪北港口防波堤灯台（北緯三十四度三十九分六秒東経百三十五度二十四分五十一秒）から百六十六度三十分に陸岸まで引いた線（以下H線という。）、南防波堤、大阪南防波堤灯台から大阪北港南防波堤灯台（北緯三十四度三十八分二十九秒東経百三十五度二十三分三十四秒）まで引いた線（以下I線という。）、北港南防波堤、舞洲南西端から百九十一度に陸岸まで引いた線（以下J線という。）及び陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く。）	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
姫路	（略）	（略）	（略）	（略）
	飾磨区	第一区	東区西防波堤、東区第一区境界線、西外防波堤西端から中島南地区南護岸南東端まで引いた線、飾磨東防波堤、同防波堤西端から飾磨西防波堤南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤開口部を結んだ線、同防波堤北端（以下A地点という。）から零度に陸岸まで引いた線	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶

			同防波堤内側埋立地南端から二百二十度に陸岸まで引いた線、城南島東端から百八十度に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた港域内海面及び水面（航路を除く。）	
	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）		（略）
阪神	（略）	（略）		（略）
	大阪区	第一区	大阪北港北灯台から百十二度七百二十メートルの地点から百九十三度に陸岸まで引いた線（以下G線という。）、北港大橋、北港口防波堤、大阪北港口防波堤灯台（北緯三十四度三十九分六秒東経百三十五度二十四分五十一秒）から百六十六度三十分に陸岸まで引いた線（以下H線という。）、南防波堤、大阪南防波堤灯台から大阪北港南防波堤灯台（北緯三十四度三十八分二十九秒東経百三十五度二十三分三十四秒）まで引いた線（以下I線という。）、北港南防波堤、舞洲南西端から百九十一度に陸岸まで引いた線（以下J線という。）及び陸岸により囲まれた海面及び水面（航路を除く。）	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）	（略）
姫路	（略）	（略）	（略）	（略）
	飾磨区	第一区	東区西防波堤、東区第一区境界線、西外防波堤西端から中島南地区南護岸南東端まで引いた線、飾磨東防波堤、同防波堤西端から飾磨西防波堤南端まで引いた線、同防波堤、同防波堤開口部を結んだ線、同防波堤北端（以下A地点という。）から零度に陸岸まで引いた線	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶